

## 2 助成事業について(令和7年3月までに完了する事業)

### ◆ 募集内容

助成の種類	施設福祉	地域福祉
対象事業	施設・設備の整備事業 (国・県・市町村及び公益法人その他の民間団体の補助を受けて行うものを除く)	1 在宅福祉の向上を目的とする事業 2 地域福祉の推進を目的とする福祉団体、ボランティア団体等の活動(活動に必要な資機材の整備を含む。)ただし、国、県補助事業、公費委託事業及び団体運営に要する人件費等の経常経費は対象外。
助成限度額	400万円以内	150万円以内
助成率	助成対象と認める経費の8/10以内	
対象者	1 社会福祉法人(社会福祉協議会を含む) 2 公益法人(特例民法法人を含む) 3 宗教法人、その他公益事業を行う特殊法人 4 社会福祉に関する事業を行うもので、審査委員会が適当と認めたもの 5 特定非営利活動法人 6 福祉活動を行っているボランティア団体 7 福祉活動を行っている団体で、審査委員会が適当と認めたもの 8 その他、審査委員会が適当と認めたもの ※ 営利を目的とした事業者は対象となりません。	
備考	1 応募多数の場合、過去3年(令和3年度～令和5年度)に助成を受けていない団体を優先します。 2 助成決定以前に既に「契約・着手」している事業は助成の対象になりません。 3 施設開設後、1年を経過していない団体は助成の対象になりません。 4 学童保育、子ども食堂、フードバンクは助成の対象になりません。 5 申込事業が法令上違反状態にあり、解消を目的とした事業は助成の対象になりません。	

## 3 申込手続きについて

### ◆ 申込み方法

申込書類に記入し、必要書類(別紙申込一覧表を参照)を添付のうえ、下記申込書提出先に提出してください。

※ 必ず保健福祉事務所等に意見書の作成を依頼してください。

### ◆ 保健福祉事務所等の意見書について

次の機関に申込書の写し及び必要書類の写しを添えて、意見書の作成を依頼してください。

作成された意見書は、基金に直送されます。

- 1 各保健福祉事務所、中核市は市の福祉担当課(ボランティア団体を除く)  
(中核市にある社会福祉法人で所轄が県の場合は、各保健福祉事務所又はいわき地方振興局)
- 2 助成事業について、ボランティア団体は各市町村社会福祉協議会

※ 保健福祉事務所等から別途指示があった場合には、その指示にしたがってください。

意見書の交付に時間がかかることもありますので、早めに依頼するようにしてください。

### ◆ 申込期日

令和6年5月10日(金)～令和6年6月7日(金)(必着)

### ◆ 貸付・助成の決定

審査委員会における審査を経て、決定いたします(令和6年8月予定)。

貸付・助成は当基金の公益目的事業として実施するものであり、決定された事業は公表します。

審査の結果、貸付・助成できない場合があります。

### ◆ 申込書提出・お問い合わせ先

福島県福島市杉妻町2-16 (福島県保健福祉部社会福祉課内)

公益財団法人 福島県総合社会福祉基金

電話 024-521-7664 FAX 024-521-7917

**(重要)** 申請者が保健福祉事務所等へ意見書の作成を依頼するとともに、直接総合社会福祉基金へ申込書を御提出下さい。いずれか一方の申請では申込み完了となりませんので御注意願います。(保健福祉事務所等では、申込書の受付はいたしません。) また、申込書を当基金へ送付されましたら、必ず電話で送達の確認をしてください。